

宇部市中小企業者等省エネ設備導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者等の脱炭素化に向けた取組を促進するとともに、市内の事業活動におけるエネルギー価格高騰による負担の軽減を図ることを目的として、宇部市中小企業者等省エネ設備導入補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。）であって、次のいずれかに該当するもの

ア 市内に事業所を有する個人

イ 市内に事業所を有する会社

(2) 医療法人（医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人をいう。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 常時使用する従業員の数が300人以下であること。

イ 市内に事業所を有すること。

(3) 中小企業等協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合をいう。）、協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に規定する協業組合をいう。）、協同組合等（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号に規定する協同組合等をいう。）、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の4に規定する農事組合法人をいう。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人又は一般財団法人をいう。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 常時使用する従業員の数が300人以下であること。

イ 市内に事業所を有すること。

(4) 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人をいう。）又は学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条に規定する事業を行っていること。

イ 常時使用する従業員の数が300人以下であること。

ウ 市内に事業所を有すること。

(5) 本市に主たる事務所及び活動拠点を有する商店街組織

2 この要綱において「事業所」とは、中小企業者等が事業のための専有施設として所有若しくは賃借する事務所や店舗等で、常設的に事業を行っているものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下、「補助対象事業者」という。）は、第8条に定める交付申請時点において、市内で事業を行っており、かつ、第4条に定める補助対象設備を導入する市内の事業所で、引き続き事業を5年以上継続する意思を有する中小企業者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助対象事業者に該当しないものとする。

(1) 市税を滞納している者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業等の事業を行う者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、又は同条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）、若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(4) 宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業を行っている者

(5) 事業実施に当たって必要な許認可その他事業実施に当たって必要な関係法令上の規定による要件を欠いている者

(6) 本市から競争入札参加資格者の指名停止措置を受けている者

(7) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者

(補助対象設備)

第4条 補助対象設備は、別表1に定める設備（以下、「省エネ設備」という。）で、次の各号の全てを満たすものとする。

(1) 補助対象事業者が、自らの事業活動に使用するために、市内の事業所に導入する省エネ設備であること。

(2) 市内に事業所を有する法人又は個人から導入する省エネ設備であること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは補助対象設備としない。

(1) 第9条第1項に規定する交付決定の日より前に当該省エネ設備の導入に係る契約等を締結しているもの

(2) 第10条第1項に規定する変更申請をした場合であって、同条第2項に規定する変更交付決定の日より前に、変更申請書に係る当該省エネ設備の導入の変更契約等を締結しているもの

- (3) 同一の導入省エネ設備において、国や他の地方公共団体等が行う補助金等が交付又は交付される見込みのあるもの
- (4) 補助対象事業者自らが使用する事業所以外の住宅や社員寮、賃貸用物件等（マンション、アパート、テナント等）の省エネ設備
- (5) 中古品、リース、レンタルの省エネ設備

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は次の各号に定める経費とする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額、自社内部の取引による経費、各種保証・保険料、リサイクル料、振込手数料等については、対象外とする。

- (1) 省エネ設備の導入等に必要な費用（購入費、据付工事費等）
- (2) 省エネ設備への更新に伴う既存設備の撤去に必要な費用（撤去工事費、処分費等）
ただし、既存設備を下取り（省エネ設備と引換えに、対価の一部として既存設備を譲渡することをいう。）する場合は、当該対価の一部の額を控除した額とする。
- (3) その他市長が必要と認める経費

（補助金の額）

第6条 市長は、予算の範囲内において、補助金の額を決定する。

- 2 補助金の額は、前条の規定により算出した補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、40万円を限度とする。

（補助金の交付）

第7条 この要綱による補助金の交付は、補助対象事業者1者につき、1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宇部市中小企業者等省エネ設備導入補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第9条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、宇部市中小企業者等省エネ設備導入補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

- 3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、宇部市中小企業者等省エネ設備導入補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定通知を受けた者が当該決定に係る申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ宇部市中小企業者等省エネ設備導入補助金変更交付申請書（様式第4号）に変更内容が確認できる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、前条に規定する交付決定通知書に記載された補助金交付決定額のうち20パーセント以内の減額の変更をする場合で、かつ次に定める軽微な変更については、この限りでない。

（1）補助対象経費の目的を実質的に変更するものでない場合

（2）省エネ設備の導入に影響のない程度の細部を変更する場合

- 2 市長は、前項の規定に基づく変更申請書が提出された場合において、その内容を審査の上、適当と認めるときは、宇部市中小企業者等省エネ設備導入補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。ただし、変更後の補助金交付決定額は、前条に規定する交付決定通知書に記載された補助金交付決定額を超えないものとする。
- 3 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。
- 4 市長は、第2項の審査の結果、申請内容の変更が適当でないと認めるときは、宇部市中小企業者等省エネ設備導入補助金変更不承認通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第11条 第9条第1項、又は第10条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定事業者」という。）が補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、宇部市中小企業者等省エネ設備導入補助金交付申請取下書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 交付決定事業者は、省エネ設備の導入が完了したときは、その日から30日以内又は令和8年2月27日のいずれか早い日までに、宇部市中小企業者等省エネ設備導入補助金実績報告書（様式第8号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、交付決定事業者から前条に定める実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、第9条

第1項、又は第10条第2項の規定に基づく補助金交付決定額の範囲内で補助金の額を確定し、宇部市中小企業者等省エネ設備導入補助金交付決定通知書（様式第9号）により交付決定事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 前条の規定による通知を受けた交付決定事業者は、速やかに宇部市中小企業者等省エネ設備導入補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定事業者から請求書が提出されたときには、速やかに交付決定事業者へ補助金を交付するものとする。

（省エネ設備の管理及び処分）

第15条 交付決定事業者は、省エネ設備を導入した年度終了後、5年間は補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、廃棄、又は担保に供してはならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ市長の承認を受けた場合はこの限りでない。

2 交付決定事業者は、省エネ設備の導入が完了した後も省エネ設備を適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

3 交付決定事業者は、省エネ設備の導入及び補助金に係る帳簿その他の関係書類を整備し、これらの書類について省エネ設備を導入した年度終了後、5年間は保存しなければならない。

（補助金交付決定の取消等）

第16条 市長は、交付決定事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。なお、補助金の交付決定を取り消したときは、宇部市中小企業者等省エネ設備導入補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により交付決定事業者へ通知するものとする。

（1）この要綱又は補助金の交付決定の内容若しくは補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

（2）虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。

（3）その他市長が補助金を交付することが不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の全部若しくは一部を取り消したときは、当該取消に係る部分に関して、既に補助金が交付されているときには、当該交付決定事業者に対し、宇部市中小企業者等省エネ設備導入補助金返還命令書（様式第12号）により補助金の全部又は一部について、期間を定めて返還させるものとする。

（遅延利息）

第17条 市長は、前条の規定により補助金の返還を命じた場合において、当該返還すべき金額を指定した期日までに交付決定事業者が納付しなかったときは、宇部市財務規則（昭和44年

規則第4号)の定めに従い、督促状を交付決定事業者に発するものとする。

- 2 交付決定事業者は、前項の規定により督促を受け、指定された期限（以下「指定期限」という。）までに納付しなかったときは、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、宇部市延滞金の徴収に関する条例（昭和39年条例第57号）に定める利率により計算した額を遅延利息として納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（報告及び調査）

- 第18条 市長は、補助事業の成果等、必要と認める事項について、交付決定事業者に対し報告を求めることができる。また、交付決定事業者は、市長が当該補助事業に関する調査を行う場合は、その調査に協力しなければならない。

（その他）

- 第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月21日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）補助対象設備

要件	製品の種類
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 5 4 年法律第 4 9 号）に基づいて定められた機器ごとの省エネ基準達成率 1 0 0 %以上の製品	エアコン L E D照明器具（電球のみ交換は除く） 冷凍冷蔵庫 温水機器（ガス・石油） エコキュート
経済産業省が実施する「省エネルギー投資促進支援事業」において、補助対象設備として登録、公表されている製品 （令和 6 年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金（Ⅲ）設備単位型 補助対象設備一覧の製品）	高効率空調（業務・産業用エアコン等） 制御機能付き L E D照明器具 冷凍冷蔵設備 業務用給湯器 産業ヒートポンプ 高性能ボイラ